

公益法人事業実施状況調査

日時：平成15年11月26日(水) 14:00～17:00

調査員：神奈川県教育庁管理部総務室 主事 原 英明、行政班 神田 淳治

財団法人神奈川県スキー連盟 専務理事：山田隆、常務理事 片忠夫、事務局長 越前谷芳隆、理事 岡本洋一、理事 上田英之(記)

=====

原：評議員会資料の会計決算、事業報告を見れば、事業が実施されていることはわかりませんが、県への提出用としては、寄付行為に定めてある1～8の事業に沿った形での報告をしていただきたい。会計は事業ごとになっているが、事業報告が対応しておらず、わかり辛い。

片：評議員会資料はこのままでかまわないですか

神田：法人の中で使用し、慣れている様式なので、そのままでもかまいません。

原：事業報告書の記載例をお渡ししているので、それに沿って提出してください。

神田：設立趣意の目的に沿って寄付行為に定められています。その内容に即して事業を行うことになるので、それに沿った事業の説明が必要です。

原：収益事業をおこなっているが、税法上の届出をしていないと聞きましたが？

山田：収益事業という形ではなく、予定より参加者が多ければ収益事業、そうでなければ赤字事業、どれをもって収益事業というのは明確に言えません。

神田：そもそも収支均衡ということですか

山田：その通りです。ここ数年は年間で100万前後の黒字。これは赤字を出さない努力を行っているためです。

原：最初から収益を目的として事業を計画していないということですか

山田：そうです

原：税法上の収益事業にあたりますか

山田：我々はそう考えていません。

上田：消費税については、対象団体であるとの申請は法人設立時に行なっていますが、一昨年に、横浜税務署に、課税の該当がない旨の申告をしています。

原：下部団体などへの、助成金がありますか。

山田：全日本スキー連盟の会費2000円のうち、地区の協会に1人400円、県連に400円、残りの1200円をSAJに納めることを行なっています。

原：SAJに納める1200円は支出としてあげていますか

山田：上げていないので、我々としては400円が登録料収入です。出来るだけ収入支出を小さくしています。

神田：加盟団体会費は別ですか、1団体1万円となっていますが。

山田：そうです。

神田：6654名は登録者数ですか

越前谷：そうです

原：下部団体への直接交付金は無いということですか

片：今期から、5つのブロックに対して、大会などの運営も含めて5万円を交付する計画をしています。いかがでしょうか。

原：趣旨は、スポーツの関係では特に、上部団体が下部団体にお金を下ろす形態があり、それを調べています。

山田：集めたものを再交付するような形はしないということでやてきています。選手強化は体協から補助をいただいています、そういう形では下部団体にはだしていません。

原：ブロックは別団体ではない？

山田：組織内の団体、ブロックです。大会や会員を増やす活動の、会場費や交通費というつもりでは考えています。

原：領収書は出せとは言いつらいでしょうから、法人の中で使い道を定めた形で交付するしかないでしょう。

片：指導としては、ブロックで会計などの体制を作ってほしいと指導しています。

原：金額が5万円と少ないですから、趣旨は理解しました。ある程度ブロックの裁量に任せてしまってもよろしいと思います。ただし飲食等で使われると、なんのためかわからなくなります。

原、県への事業報告書の提出ですが、昨年度9月11日で遅れています。

越前谷：登記が完了するのを待っているために遅くなります。

原：決算の評議員会は、7月ですが、理事会は行われていますか？

片：決算を評議員会と同一会期で、そのまま72回理事会を開催しています。

神田：事業計画は、5月24日ですか、理事会は

越前谷：第59回理事会です。

神田：計画の方で言いますと、5月24日評議員会議事録からは、予算案について説明、質疑応答がありますが、事業計画の説明がありません。決算では、7月26日議事録では、事業報告と決算に審議・承認。理事会議事録は、それぞれ予算とか決算のみ承認になっています。寄付行為でも、事業計画と収支予算・決算は別物ということです。

山田：実際は承認行為が行われていますが、議事録の書き方が悪いので、来年から訂正いたします。

原：役員、役員会、運営についてお聞きします。現在の理事さんの就任時期ですが、6月1日就任が自然ですが、なぜ7月30日になっているのですか？

山田：事実上は6月1日なのですが、書類が遅れたりして登記が遅れるためです。これが7月30日に完了したということです。法的な手続きの遅れです。今年は、改善する為に早いスケジュールで動いています。

原：法務局に6月1日から就任とお願いすれば出来るのだと思いますが。登記日ではなく

て就任日としてください。

山田：責任の所在を余り明確にすると、引継ぎなど不現実になる点も懸念されたので、グレーにはしてありました。ややこしいのは、前の理事が作った予算で、新理事が動かなければいけないなどの問題があったことです。その対応策として、新理事も早くから参画してもらっていますが。

原：オブザーバーで新理事が早めに参加するのは、好ましい事でしょう。同じことで、決算のときには、旧理事がオブザーバーとなると良いのですが。

原：14年7月30日に就任、選任は5月24日の評議員会、同日の理事会で専務理事が互選されたという事でよろしいか。14年度は選任から登記上の就任時期まで2ヶ月間のブランクがあるのですね。

神田：登記手続きだと7月7日ですが、結局7月30日になっていました。

山田：過去は1回の評議員会だったので、7月になってしまいます。

片：これを改めると、任期2年を満たさないことになりましたが。

原：登記のほうが間違っていたということで、修正が必要でしょう。

原：専務理事を互選したことが理事会議事録に記載されていますか。

越前谷：5月24日は2回理事会を開催しています。

神田：実際は、その前に互選しているが、理事会で、会長推薦理事を確認しているので、これで行なっているということでもよろしいか。

山田：役員選出委員会を設けて、会長、副会長、専務理事、常務理事は、そこで選出し、理事会で追認した形になります。

原：顧問15名で参与が2名いらっしゃいますが、役員会への参加は

山田：副会長をやっていた人が顧問、理事長を2期4年以上やったかたを参与とすることになっています。年に2回あります、評議員会に参加していただきます。

原：任期はありますか

山田：ありません

越前谷：本人の辞退か、会員登録をしなくなったときになります。

原：理事の登記、7月30日就任で、登記9月であり、理事は「登記から2週間以内、監事は就任から3週間以内なので、守ってください。

山田：そのように致します。

原：役員の給与手当てはありますか

山田：ありません

原：交通費は

山田：就任したときの住所から会場までの交通費を支払っています。あと、日当3000円、夕食代1500円、昼食1000円支払っています。宿泊行事の宿泊代は県が支払っています。

原：評議員、6月1日に改選になりましたが、新評議員を選任された理事会の議事録は？

山田：理事会は月に1回なので、今回は事後承認となりました。

原：5月末の予算の理事会で事前に決めている必要があります。

原：事務局は職員2名、常務理事1名で3名。通帳は公印はどこで保管していますか

山田：基金と登記簿は貸金庫。その他流動資金と公印は事務所の金庫に保管しています。

越前谷：印鑑と通帳は別に保管しています。

原：庶務日誌はありますか

越前谷：事務局日誌があります。(見せる)

原：法人の設立許可書はありますか

越前谷：あります(見せる)

原：理事会評議員会の運営、H14年度は年9回されていますが、召集通知を見せてください。

越前谷：(見せる)

原：欠席の場合、個々の議題に対しての意思表示が必要で、あらかじめ賛否がわかる仕組みと、出席理事への議決権の委任ができるシステムが望ましい。

神田：寄付行為によれば、会議の目的たる事項、その内容を明記し、日時場所7日前に通知となっていますので、内容と、議案を示すこととなります。日常的なもの、年度の事業計画に基づいた執行という内容が多いのであれば、それを事前に示していただきたい。

原：議題によって重いもの軽いもの、寄付行為の改定、基本財産の処分などあります。

山田：いままでそういう大きな議題はなく、その場合は評議員会の議題となります。理事会は日々の事業報告が中心です。ただし、必要な場合はそのようにいたします。

神田：たとえば、1号議案 賛否、2号議案 賛否 それぞれ をしていただくように。

原：委任先は、できれば議長、専務理事は運営側なので、他の理事が好ましいです。

上田：評議員の場合は？

神田：評議員の議長は、あらかじめ定まっていなくて好ましくない。

片：議長に委任とはがきに記載していますが

神田：それは改めた方がよろしいかもしれません

神田：何かがあったときに、定足数を満たしていない等になると問題になります。

原：議事の内容ですが、事業報告書の議事の内容、肝心の予算、決算の議決がわかりづらい。

神田：報告書では、いつの理事会でやったのか？いつ決まったのか、わかりづらいということです。

山田：ご指示に従います。

原：法人の中で委員会等がありますか

山田：理事会ではカバーしきれない、専門的な内容を運営するもの。専門分野ごとに分けて、担当理事を置いて運営をしています。

原：専門委員会はいくつありますか。

片：30の委員会があります

神田：組織図、議事録はありますか

越前谷：議事録は回数が多い委員会のみ作成しています。

原：資産台帳はありますか

上田：(財産目録、固定資産現物確認表を見せる)

神田：通帳、残高証明を見せてください。

上田：(見せる)

山田：固定資産の減価償却は必要でしょうか

神田：今やっけていただいている方法でよろしいです。

原：途中で変えないほうが良いと思います。

(決算書と残高証明の確認)

原：定期預金を1千万で分離しているのは

山田：定期預金のペイオフ対応です

原：会計事務の関係、日常取引の決済はどなたが行なっていますか

山田：予算からかけ離れていることがおこったときは、専務、常務に相談。日常レベルでは、事務局長、事務局員にまかせています。

原：取引のチェック体制は1名ではありませんか

越前谷：担当理事、事務局長で確認しています。

原：会計帳簿と取引簿は区別されていますか

山田：同じです

原：会計の確認はされていますか

山田：1ヶ月に1回かならずチェックし、理事会に報告しています。

原：予算と決算、特別会計なのですが、競技力向上対策事業と特定預金ですが、別立てですか？

上田：別立てです。競技力向上は県連負担分が、積立金は積立額が一般会計から支出しています。

神田：総括表が必要とも思いますが、従来通りでもかまいません

原：特定預金については、特別会計ということでもよいと考えますが、このままでもまずくはないでしょう。

原：加盟団体会費の関係で273団体1万円の収入ですが、未収はありませんか？

上田：会費と登録が同時期なので、未収はありません。

原：補助金ですが、収支報告では、SAJは全日本スキー連盟ですが、国体は？

山田：国体は体協で、旅費です、県総体も体協です。

原：南関東ブロック分配金は

山田：全日本スキー連盟から、国体においてそれぞれの各選手が上げたポイントによって配分される分配金です。

原：出納簿は

(入金、出金、振替の3伝票と、補助元帳を見せる)

原：外部監査の状況は、外部の公認会計士は？

山田：いずれも導入していません

原：公開請求はありますか

山田：現在まで公開請求はありません。すでに連盟のホームページで公開しております。

(ホームページの確認)

原：一通り調査させていただきました。まとめということで、再確認させてください。

- ・事業計画書の提出が遅いので、期日までに提出してください
- ・事業報告書は事業内容に分けて記載、提出してください
- ・事業報告と事業計画についての理事会での承認について記載してください。
- ・役員については、実際の就任日で登記するようお願いします。
- ・役員の登記の手続きを期限内に行なうようにしてください。
- ・評議員の選任にはあらかじめ役員会で承認するようにしてください。
- ・役員会、現在の委任状を、意思表示が確認できるように変更してください。
- ・役員会の召集通知は、議案の内容を出来るだけ掲載するようにしてください。

山田：先回のとおりと同様に、後日文書で通知していただけますか。

原：後日文書で結果をお知らせします。

山田：全体としては、どのような状況でしょうか

神田：事業の実施については良いのですが、事業計画、決算での議事録への記載の仕方、届け出などに改善が必要と思います。

片：神奈川県スキー連盟への声はありますか、あればお教えください。

神田：法人運営上のこととしましては、特に我々のセクションのほうには来ておりません。

以上